
プロジェクト リース

項目 第 131 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 131 回リース会計専門委員会（2023 年 4 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リースに関する会計基準

（残価保証の定義）

2. 「原資産の『価値』が契約上取り決めた保証価額に満たない場合」という記載に関して、「価値」よりも「処分価額」の方が正確ではないか。

（残価保証に係る借手による支払見込額）

3. 残価保証に係る借手による支払見込額の見積りは、リース開始日だけではなく、その後も行う必要があるため、難しいと考える。残価保証に係る借手による支払見込額に変動があった場合にリース負債の見直しを行う必要があることについて、結論の背景ではなく適用指針本文に記載することで、理解しやすいようにしてはどうか。

（個別財務諸表への適用）

4. 結論を変えることは意図していないが、「本会計基準の適用に関する懸念の中には、個別財務諸表特有の問題が含まれるものの」といった記載をできないか検討いただきたい。

リースに関する会計基準の適用指針（本文及び結論の背景）

（セール・アンド・リースバック取引）

5. 修正前の文案のとおり、Topic 842 における定めを参考にフルペイアウトの条件を設けたことがわかる形で記載することを検討いただきたい。

収益認識に関する会計基準の適用指針の改正案

(買戻契約)

6. 「当該契約をリース会計基準に従ってリースとして処理する」及び「リースバックが含まれる場合、当該契約を金融取引として処理する」という買戻契約の定めについて、具体的な条件や設例等を記載しないと会計処理をイメージできないと考える。

コメントの募集及び本公開草案の概要

(借手のリースの会計処理)

7. 「本会計基準案等では、企業会計基準第 13 号の定め及び IFRS 第 16 号の定めと同様に、借手は、使用权資産について、リース開始日に算定されたリース負債の計上額にリース開始日までに支払った借手のリース料及び付随費用を加算して算定」という記載は、企業会計基準第 13 号に使用权資産の概念が存在するように読めるため、修正案を検討いただきたい。

(借手のリース期間に含まれない再リース)

8. リースの開始時には、再リース期間を延長オプションと同様に取り扱い、再リース期間を借手のリース期間に含めなかった場合にのみ企業会計基準適用指針第 16 号の会計処理を踏襲する理解のため、現状の記載で問題ないか確認いただきたい。

以上